

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	山田コンサルティンググループ株式会社	コード	4792
提出日	2026/6/10	異動（予定）日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	・独立役員である山崎達雄氏及び岩品信明氏（両氏とも監査等委員である社外取締役）が、2026年6月23日付で退任するため。 ・2026年6月23日定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため（社外取締役（監査等委員）住澤整氏、社外取締役（監査等委員）土谷晃浩氏）。		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	永長 正士	社外取締役	○														○		有	
2	Nagisa Vivien Usui	社外取締役	○															○		有
3	住澤 整	社外取締役	○															○	新任	有
4	土谷 晃浩	社外取締役	○															○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		財務省及び人事院での要職を歴任された中で培った豊富な経験と見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。 また、当社の定める「社外取締役の独立性基準」及び「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2		米国公認会計士として監査及び財務に関する幅広い専門的な知識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。 また、当社の定める「社外取締役の独立性基準」及び「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3		財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、税制・財務分野に関する専門的な知識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、当社の定める「社外取締役の独立性基準」及び「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定する予定です。
4	当社は同氏がアドバイザーを務める西村あさひ法律事務所との間で、法務関係業務に係る取引関係にありますが、当社の独立性に関する基準に照らして取引額が僅少であるため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	財務省での要職を歴任された中で培った経験と見識、国際情勢に関する専門的な知識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。 また、当社の定める「社外取締役の独立性基準」及び「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定する予定です。

#### 4. 補足説明

社外取締役は、原則として、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件のほか、当社が定める独立性に関する基準を満たす者とする。

【社外取締役の独立性に関する基準】

当社は、社外取締役が、現在または最近（※1）において、以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断しています。

(1) 主要な取引先（※2）

- ・当社を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
- ・当社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

(2) 専門家

- ・当社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- ・当社から、多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

(3) 寄付

当社から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の総収益の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

(4) 主要株主

当社の現在の主要株主（※4）、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者。

(5) 近親者（※5）

次に掲げるいずれかの者（重要（※6）でない者を除く）の近親者。

- ・上記（1）～（4）に該当する者。
- ・当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等の使用人

※1. 「最近」：

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

※2. 「主要な取引先」：

・当社と取引先との間の取引金額がいずれかの連結売上高の2%を超える場合の当該取引先、または、取引先からの年間借入平均残高が当社の総資産の2%を超える場合の当該取引先

※3. 「多額の金銭その他の財産」：当社の連結売上高の2%を超える金銭その他の財産

※4. 「主要株主」：総議決権の10%以上を保有する株主

※5. 「近親者」：配偶者または二親等以内の親族

※6. 「重要」である者の例

- ・各会社の役員・部長クラスの者
- ・会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。